

半田市議会全員協議会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、半田市議会会議規則（昭和43年半田市議会規則第1号）第158条第4項の規定に基づき、全員協議会（以下「協議会」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(会 議)

第2条 協議会は、議長が招集し、これを主宰する。

2 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。
議長及び副議長がともに事故があるとき、又は欠けたときは、年長議員が議長の職務を行う。

3 協議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ開くことができない。

(出席要求)

第3条 協議会には、市長、副市長、部長、監及び議長が認めた市職員の出席を求めることができる。

2 議長が必要と認めるときは、前項以外の者の出席を求めることができる。

(傍聴の取扱い)

第4条 協議会は、議長の許可を得た者が傍聴することができる。

(記 録)

第5条 議長は、事務局職員に議事の概要及び必要な事項を記載した記録を作成させ、保管する。

(雑 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月15日から施行する。